

第1回教育委員会会議

1 日時 令和6年1月16日（火） 午後3時30分～午後4時25分

2 場所 大阪市役所本庁舎7階 市会第6委員会室

3 出席者

多田 勝哉 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理者

平井 正朗 教育長職務代理者

大竹 伸一 委員

赤木 登代 委員

藤巻 幸嗣 教育次長

塩屋 幸男 東住吉区担当教育次長

福山 英利 教育監

川本 祥生 総務部長

松浦 令 政策推進担当部長

近藤 律子 学校環境整備担当部長

上原 進 教務部長

大西 啓嗣 指導部長

村川 智和 総務課長

武井 宏蔵 施設整備課長

中野下豪紀 教職員人事担当課長

中野 泰志 教職員サービス・監察担当課長

伊藤 純治 教育政策課長

柳澤 成憲 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に赤木委員を指名

(3) 案件

議案第1号 審査請求に対する裁決案について

議案第2号 市会提出予定案件(その1)(大阪市教育振興基本計画の変更について)

議案第3号 市会提出予定案件(その2)(井高野小学校建設工事請負契約締結について)

議案第4号 第75回市立校園職員児童生徒表彰について

議案第5号 令和5年度教育功労者表彰について

議案第6号 職員の人事について

議案第7号 職員の人事について

議案第8号 職員の人事について

報告第1号 職員の人事について

協議題第1号 令和7年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要項について

なお、議案第8号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、また議案第2号から第7号、協議題第1号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第1号「職員の人事について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、大阪市教育局教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項により報告するものである。指導部担当係長が休業したことから、その補充として、第1項にある、生涯学習部担当係長である、加藤晴子を充てることとした。その後任として、第2項にある、生涯学習部生涯学習担当勤務、倉石和子を昇任の上で充てることとした。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 1 号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

事案の概要について、令和 3 年 7 月 8 日に、請求人から議題を特定した上で、教育委員会会議に提出された全ての資料及び協議の記録、並びに回次を特定した上で、議事録の公開を求める公文書公開請求があった。教育委員会は、本件請求に係る公文書のうち、「協議の記録」及び「議事録」については、現在関係者間で調整途中のため、請求時点において作成または取得しておらず、実際に存在していないため、不存在による非公開決定を行った。この決定に対し、請求人から教育委員会に対して、令和 3 年 9 月 1 日に本件決定を不服として審査請求がなされたことから、審査庁である教育委員会が、第三者機関である大阪市情報公開審査会に諮問を行った事案である。大阪市情報公開審査会からは、本件決定は取り消されるべきである、その上で、審議の中で存在が明らかとなった「録音データ」、「非公開部分も含んだ会議録」（会議録については請求当時のものが上書き等されている場合には完成版を特定するのが適当と考える。）及び本件請求時点において公文書として保管されていた議事の記録等を探索し、それらについても対象文書として特定の上で、公開、非公開等の決定をすべきであるとの答申がなされた。答申記載の争点と理由については、本件請求の対象について、大阪市教育委員会に関する各種協議題に「関するすべての資料及び協議の記録」及び「令和 3 年第 1 回から第 10 回委員会会議の議事録」とされ、ここでの協議題「に關するすべての資料及び協議の記録」や議事録には、後日の議事録作成のために当日の会議を録画や録音した電磁的記録や、作成中の議事録も含むとされている。続いて、対象文書の存否について、請求日時点において、会議出席者及び担当者が確認中のワードデータがあること、また、業者が文字起こし中の音声データが存在していることから、これらは請求人が公開を求める協議題「に關するすべての資料及び協議の記録」や「議事録」に該当するといえ、本件決定時に特定しなかったことは不適法とされ、改めて文書特定の上、再決定を行うべきであるとされている。また、音声データについても、音声データが現存するのであれば、公開するかどうかはともかくとして、この音声データを不存在としたことは不適法であり、改めて文書特定の上、再決定を行うべきであるとされている。さらに、請求時における議事の記録等の探索が不十分であったと見受けられるこ

とから、改めて調査し、現存する公文書があれば、それについても特定の上、再決定を行うべきであるとされている。したがって、教育委員会の決定は取り消されるべきであるとされた。答申を受けての審査庁としての裁決案として、本件審査請求に係る処分を取り消すこととしたい。また、その上で答申書の内容を踏まえ、録音データ非公開部分も含んだ会議録及び請求時点において、公文書として保管されていた議事の記録等を探索し、それらについても対象文書として特定の上で公開、非公開等の決定を行ってまいらる。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 議事録について、作成というか完成が少し遅れている感じがしますので、ここに書いてありますように、業者に文字起こしを依頼していると、こういうことですね。

【松浦政策推進担当部長】 はい。

【森末委員】 今までかなりたまっているがあるので、急いで議事録を作って、できるだけ追いつく形に今後していかないと、作成中のものとかを、また出さざるを得なくなって、かえって混乱を生じるということがありますので、そこについてはちょっと集中的にね、何か早めにやるような方策、予算を持ってきてでもやるとかね、そんなことを考えていただきたいと思います。

【松浦政策推進担当部長】 この間、議事録作成が遅れておりまして、委員の皆様にご確認いただくのが大分古いものをお渡しさせていただいている状況でございまして、大変申し訳なく思っております。森末先生がおっしゃるとおり、取り急ぎ追いつくように、何らかやってまいりたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第2号「市会提出予定案件（その1）（大阪市教育振興基本計画の変更について）」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

内容については、これまで教育委員会会議や総合教育会議でご確認、ご協議いただいたものであるが、1点追加がある。具体的には、施策7-1、働き方改革の推進のところの具体的な取組例の一番下に、「本務教員による欠員補充制度の創設」を追加するとともに、

小中学校における教員の年度末欠員数について、令和4年度末の88人を、令和7年度末に0人とするように施策目標を追加した。これは産休、育休などの代替教員が埋まらないという課題を改善するために、新たに導入する制度を反映するものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 今すぐ欠員があるということで、それを本務教員で埋めるという制度を作るとのことですが、今現在、欠員があるところというのはどういう手立てをされているのでしょうか。

【松浦政策推進担当部長】 基本的には講師の方、臨時的任用として講師登録をいただいている方に連絡をして、入っていただけないかというところに入れていくのですが、その講師登録をいただいている方が年度途中になってくると、もういなくなってくるといった状況があります。この制度は年度当初におおよその人数を先に見積もって、本務採用として少し余分に採用をしておいて、欠員が生じたところに、その本務の方を移して充てていくというような仕組みを、来年度から導入することによって、その年度途中で足りなくなるのを何とかなくそうというものでございます。

【赤木委員】 では、もう講師すらも、今いっぱいいっぱいな感じということですか。

【松浦政策推進担当部長】 はい。そういうことでございます。

【赤木委員】 分かりました。

【大竹委員】 そのときの、本務としてとか正規の雇用としてということですが、給料体系は一緒ですか。

【松浦政策推進担当部長】 はい。

【大竹委員】 それは例えば採用人数については、全体として採用人数を余分に最初から設定するということですか。

【松浦政策推進担当部長】 はい、そういうことでございます。

【多田教育長】 定数に加えて採用しまして、実際には定数以上に一旦加配の形で確保するということですね。

【松浦政策推進担当部長】 はい、そういうことです。

【多田教育長】 空きが出たところに回ることになります。

【大竹委員】 それに回る、それ専用の、補充専用の採用枠ということの理解ですか。

【多田教育長】 そうです。定数内の部分は、国の補助の負担もございますので、今

回は市費で賄うことになります。

【松浦政策推進担当部長】 はい。採用枠自体は全体一緒でございまして、新規採用の中から、もともとこの方は加配ですので、年度途中でどこかで欠員が生じた場合には異動させますよということを、学校にあらかじめ伝えた上で加配として配置していくものでございます。特に新規採用の方がいきなり担任を持つとなると、少ししんどくなるようなケースがありますので、そういう加配としてサポート的なところから入って、若干慣らしといいますか、そういうのを経た上でいくというところで、新規採用者の方がいきなり担任を持ってしんどくなるようなことを防ぐようなことも副次的な効果としてはあるというふうに考えております。

【大竹委員】 加配というか、個人Aさんとして見ると、必ずしも加配であるか、加配でないかというのはどうやって認識するのですか。ずっと加配で行く話ですか。そうではないのですか。

【松浦政策推進担当部長】 いや、そうではないです。

【多田教育長】 職名としては特別専科教諭ですか。

【伊藤教育政策課長】 特別専科教諭です。

【多田教育長】 ということで、その加配で2番手のようなイメージではなくて、新規採用で入った方のうち、いわゆる専科教諭として入って、当該校で担任以外でも、国語であるとか算数であるとか、専科としてまず習っていただいて、実際に担任のところに空きが出れば、そこに移って担任の仕事もやっていただく、そういう形でできればと思っています。

【平井委員】 教員の成り手不足は、結局「学びの保障」につながります。1人1台のタブレットという恵まれた環境があるわけですから、授業をアーカイブにして、学習履歴が把握できるようにし、授業としてカウントする方向性などが考えられます。教員の成り手不足は慢性的な問題であり、特効薬がないわけですから、ICTを活用した取り組みを盛り込み、柔軟な対応をすることによって対策を講じる必要があると思います。授業を合併した授業の質の担保をはかり、学校のサイズが小さい場合など、複式学級に編成する等、工夫が必要ではないでしょうか。ポイントは学びの保障と説明責任だと思います。教員免許の取得が可能な大学が増えていますので、これまで以上の連携が必要でしょう。

【松浦政策推進担当部長】 ありがとうございます。

【多田教育長】 この教育振興基本計画の中間見直しは、今回変更という形で、次の

議会に提出いたしまして、承認いただければ、これに基づいて、また来年度から取り組むということになります。よろしくお願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第3号「市会提出予定案件(その2)(井高野小学校建設工事請負契約締結について)」を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第3号については、校舎建設工事請負契約の締結に係るもので、予定価格が6億円を超えることから、今後、市会での審議を経る必要があるものである。東淀川区にある井高野小学校においては、老朽化に伴い、昭和40年から昭和45年に建てられた校舎等について建て替えを行うものである。4階建ての校舎1棟の建設等について、株式会社今西組と、契約金額8億9,650万円で契約したいと考えている。現況配置図の網かけの部分解体し、計画設置図のとおり、現在、玄関棟がある場所に新しい校舎を建設するというものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第4号「第75回市立校園職員児童生徒表彰について」及び議案第5号「令和5年度教育功労者表彰について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第4号について、大阪市表彰規則及び大阪市教育局表彰規則に基づき、市長と教育委員会の連名で表彰するものである。被表彰者数だが、(1)職員の部では、①長年にわたり、日々職務に精励し、教育の発展・向上に寄与し、功績が多大である者として、職務精励が43名。②教育実践上の功績が多大であり、保護者、地域等からも高い評価を得ている者として、教育実践功績が2名。④満25年以上、大阪市立校園に勤務した者が183名、満35年以上、大阪市立校園に勤務した者が79名となっている。(2)児童生徒の部では、他に称賛され、または他の模範とするに足る行為があった者が28名と2グループとなっている。表彰日は、令和6年2月1日としたいと考えている。

続いて議案第5号について、大阪市教育局表彰規則に基づき、教育長名で表彰するものである。表彰対象者は、副校長及び教頭級で、今年度中に60歳となる者と校園長で早期

退職をする者で23名を表彰したいと考えている。表彰日は、令和6年2月1日としたいと考えており、表彰は各学校園で実施する。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

協議題第1号「令和7年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施要項について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和5年11月21日のこの場において、実施要項の改正案についてご協議をいただいたが、その際の意見等に係る検討状況について、まず説明する。一つ目、三回生受験に関して、選考テストを秋も実施してはどうかのご意見について、共同で筆答テスト問題を作成している大阪府と協議したところ大阪府同様に本市においても、令和7年度の選考テストでは実施しない方向で考えている。二つ目は、特別免許状を活用した採用との関係について、優秀な学生が3年次等受験と特別免許状を活用した受験方法を選択できるようにしてはどうかのご意見をいただいた。「大阪府教育委員会の特別免許状にかかる教育職員検定基準の授与要件」の③番に基づいて免許授与権者の大阪府と協議をして、博士号、修士号を要件として、採用が困難な教科である中学校数学、理科、技術で、スペシャリスト特別選考を実施している。今後、新たに特別免許状の授与要件を追加する場合は大阪府と協議していく必要があると考えている。また、特別免許状を活用した選考をしっかりとPRをしていきたいと考えている。第一次選考の筆答テストの配点に関する質問について、平成29年度の教員採用選考テストから、新たに思考力、判断力を図る問題を追加した際に教育委員会会議でご議論いただいた結果、現場で指導力を発揮していくためには、思考力や判断力等が求められるとの考えから、思考力、判断力を図る問題と、教職関連の問題との配点比を2対1としたところである。次に、第二次選考の面接テストにおいて、大阪市は場面指導を実施している理由についてのご質問に関しては、平成22年度から模擬授業に替えて、場面指導を導入した際に、場面指導は受験生の基本的な資質を多面的に評価できる選考方法であり、より質の高い人物本位の選考テストを実施するために、当時の教育委員会会議でご議論をいただいて、導入した経過がある。大学推薦特別選考に関して、大学推薦で合格した者が優秀な人材であるのであれば、大学推薦の拡充に取り組んではどうかというご意見もいただいた件について、大学推薦で合格した受験者と特例を受けずに合格した受験者

について、採用後の人事評価区分に優位な差までは見られなかった。しかしながら、大学は推薦者を決定する際に、学内選考を実施し、優秀な学生が大学推薦を受けて受験していると考えられるとともに、大学推薦特別選考特例の合格率は過去3年平均で約80%と全体の合格率の30%を大きく上回っていることから、優秀な人材を確保するために、大学推薦特別選考の枠を拡充して、大学からの推薦人数を増やしたいと考えている。拡充の内容については、令和7年度教採においては、小中学校共に3名、また前年度3名の合格実績がある場合は4名まで推薦可能としたいと考えている。前回いただいた意見等については以上である。次に、主な変更点について、前回、協議題としてご説明させていただいた内容であるが1、第一次選考筆答テストの実施日や結果発表時期の前倒し。2、大学3年次前倒し特別選考の新設。筆答、実技を免除し、面接のみの選考とする。3、教諭経験者特別選考の新設。4、第二次選考、小学校実技テストの取りやめ及び音楽の免許状所有者を加点対象として追加。5、大学推薦特別選考における対象教科、中学校国語、美術の追加に加えて、大学推薦人数枠の拡充である。テストの実施概要について、本日承認をいただけたら、次回のこの場で要項案を議案として上程したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 加点について実証は難しいですけど、今までの加点の効果は分かりませんか。

【中野下教職員人事担当課長】 教科によっても倍率が異なりますので、加点有無による可否はそれぞれかと思います。

【森末委員】 そうですね。難しいと思いますが、一度、加点制度の効果の検証や見直しなど検討していただけたらなと思います。

【中野下教職員人事担当課長】 はい。

【多田教育長】 それでは、意見交換の内容を踏まえて、進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議案第6号「職員の人事について」及び議案第7号「職員の人事について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第6号は、北恩加島小学校教頭が休職となるため、その後任人事について検討を進

めた結果、指導部の指導主事である丹羽功を充てる。議案第7号は、成南中学校教頭が休職となるため、その後任として、指導部の指導主事である野村大悟を充てる。本日承認をいただいたら、1月22日付けで人事異動を発令したく存じる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第8号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校職員に対して分限処分を行うものである。被処分者は、小学校管理作業員で、処分内容については、分限処分として休職、いわゆる起訴休職処分である。休職期間中は、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100の50を支給する。当該職員は、11月3日に逮捕されてから現在も勾留されている状態で、警察、検察による捜査中の事情聴取が禁じられていたこともあって、当該職員への事情聴取ができていなかった。判決確定まで有罪かどうか分らず、その間に懲戒処分をすることが難しいことから、暫定的に休職を命じるものである。なお、警察、検察による事情聴取が終わり、裁判が始まっていることから、今後速やかに当該職員に接見をし、事情聴取ができ次第、聴取内容に基づいて、処分等を検討する。事実の概要について、当該職員は、令和5年11月3日、校内の女子トイレにおいて、私物のスマートフォンを用いて盗撮しようとした疑いで逮捕され、同月22日に、建造物侵入及び性的姿態等撮影未遂の容疑により起訴された。また、上記以外に7回にわたり盗撮したことにより、同年12月25日に、建造物侵入及び性的姿態等撮影罪で追起訴された。当該職員は、昭和60年度に採用され、令和2年4月から同校に勤務をしている。控訴事実の詳細は、省略をさせていただく。経過について、(1)令和5年11月2日、同校の女子トイレの個室に、当該職員のスマートフォンが設置されていることを発見し、西淀川警察署へ通報した。翌日に性的姿態等撮影未遂の疑いで逮捕され、(2)同月22日に検察庁により起訴をされた。(3)同年12月25日に追起訴され、同月26日に第1回公判があった。本日、本件について承認をいただけたら、明日発令したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 第1回公判が昨年末にあったみたいですがこれは傍聴に行かれましたか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 教育委員会事務局の職員が傍聴に行っております。

【森末委員】 そうですか。公訴事実を一応認めるという感じですか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 第1回目の11月22日の起訴内容については認めております。

【森末委員】 一部は認めているということですか。

【中野教職員服務・監察担当課長】 第2回の追起訴につきましては、2月7日の公判で審理を予定されております。

【森末委員】 では、(1)の公訴事実を認めているということですね。はい、分かりました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
